

## 養老町社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン活動補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自治会で実地するふれあい・いきいきサロン活動（以下「サロン活動」という。）の補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、社会福祉法人養老町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、人々が気軽に集い、ふれあいの和を広げ、心身ともに健康で生きがいと潤いのある生活をおくる一助として実施するサロン活動に対して補助することにより、地域住民が主体となり、孤立防止、寝たきり・認知症予防につながり、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう支え合う地域づくりを推進することを目的とする。

### (補助金の交付対象)

第3条 サロン活動は、地域に居住する高齢者（65歳以上の高齢者）で次の各号に掲げる要件を備え、参加者が相互に交流を図りながら、対象者の孤独感や生きがいづくり等につながる活動とする。

- (1) 年間を平均し、1回あたり10名以上の参加が見込めること。
- (2) 回数は概ね月1回以上として実施すること。
- (3) 実施場所は、集会所、自治会館、公民館とする。
- (4) サロン活動運営費は参加者の実費とする。
- (5) 参加者は地域の誰もが参加でき、チラシなどで回覧し周知に努めること。

### (補助金の額)

第4条 本会は、次の各号の補助金額を上限とし、サロン活動に要する経費の一部として、講師料、需用費、食材料費及び保険料等に要する費用に充て、原則、次年度への繰越すことは認めないものとする。

- (1) 年間12回以上の実施の場合、24,000円とし、年度途中（7月以降）の実施の場合、月額2,000円に実施回数を乗じて得た額とする。
- (2) 年間10回以上12回未満実施の場合、20,000円とし、年度途中（7月以降）の実施の場合、月額2,000円に実施回数を乗じて得た額とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 前条の補助金交付を受けようとするサロン活動代表者は、ふれあい・いきいきサロン活動補助金交付申請書（様式第1号）、いきいき・サロン活動計画書（様式第2号）、請求書（様式第3号）の書類を添えて、本会会長が別に定める日までに提出するものとする。

2 年度途中に実施するサロン活動にあたっては、実施前に前項に規定する書類を本会会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 本会会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、当該補助金に係る申請が適当と認めるとき、当該サロン活動代表者に補助金を交付する。

(実績報告及び補助金の精算)

第7条 当該実施年度の終了後、補助金の交付を受けたサロン活動代表者は、いきいき・サロン活動実績書(様式第4号)、決算書(様式第5号)サロン活動で要した領収書を添えて、本会会長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第8条 既に補助金交付を受けている場合において、年度途中でサロン活動を取りやめたときには、実施した月までの活動実績に基づき、補助金を精算し本会に返還するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 サロン活動代表者は、サロン活動の事業に係る事務を処理するための個人情報の取り扱いについて厳守しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、本会とその都度協議する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。